

## 市報とうみ広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、東御市広告掲載要綱（平成19年東御市告示第13号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市が発行する広報紙「市報とうみ」（以下「広報紙」という。）の広告掲載の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 この要領の規定により広告掲載をする広告媒体は、次に掲げるものとする。

(1) 広報紙

(2) 市のホームページ等に掲載するために電子文書化した広報紙

### (広告の規格及び刷色)

第3条 広告の規格は、1 枠を縦50ミリメートル、横170ミリメートルとする。

2 広告の刷色は、黒の一色刷りとする。

### (広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載位置は、表紙及び裏表紙を除く編集上支障のない紙面の下段とする。

2 広告の掲載枠数は、広報紙1号につき5枠を上限とする。

### (広告掲載の上限)

第5条 同一の者が広告掲載をすることができる枠数の上限は、広報紙1号につき1枠とする。

### (広告の掲載回数)

第6条 広告の掲載回数は、本紙及びお知らせ版の各号を1回単位とし、連続して掲載できる回数はそれぞれ6回とする。ただし、枠数に空きがある場合は、引き続き掲載出来るものとする。

### (広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報紙、市ホームページにより行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、市報とうみ広告掲載申込書（様式第1号）により、広告掲載を希望する号の40日前までに、原稿の案を書類に添えて申し込むものとする。

2 広告掲載希望者は、4月から翌年3月までの各号への広告掲載について、申込みをすることができる。

### (広告掲載の決定)

第9条 前条による申し込みがあったときは、要綱に基づき広告の内容等を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、市報とうみ広告（掲載・不掲載）決定通知書（様式第2号）により、広告掲載希望者へ通知するものとする。

（広告料）

第10条 広告の募集及び選定を行う者（以下「広告代理店」という。）を介さず直接市が申込みを受ける場合には、別途市長が定める額とする。

（広告料の納付）

第11条 広告代理店または広告主（広告掲載をする者をいう。以下同じ）は、広告掲載の決定後、市長が指定する期日までに市が発行する納付書により納入しなければならない。

（広告主の責任）

第12条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとし、広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（広告主の届出義務）

第13条 広告を差し替えるときは、広告主は、市が指定する期日までに広告代理店を通して申込みした場合は広告代理店に、市に直接申し込みした場合は市に届け出なければならない。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか、施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。